

秋田地方最低賃金審議会

令和4年度第2回 秋田県自動車(新車)・自動車部分品・附属品小売業最低賃金 専門部会議事要旨

1 日 時 令和4年9月29日(木) 10:00~11:05

2 場 所 秋田合同庁舎 第2会議室

3 出席者 公益委員 3名
労働者側委員 3名
使用者側委員 3名

4 議 題

- (1) 秋田県自動車(新車)・自動車部分品・附属品小売業最低賃金の改正決定に関する参考人意見書について
- (2) 秋田県自動車(新車)・自動車部分品・附属品小売業最低賃金の改正決定に当たっての基本的な考え方と金額審議について
- (3) その他

5 議事要旨

- (1) 事務局より労働者側参考人から提出のあった意見書及び使用者側参考人から提出のあった意見書について説明があった。
- (2) 労働者側委員、使用者側委員が基本的な考え方について述べた後、金額提示があった。

<労働者側委員主張>

特定最賃において、企業内最低賃金協定はより尊重されるべきであり、締結水準を尊重した引上げは必要不可欠である。新型コロナウイルスや半導体不足などの影響を踏まえると引上げは厳しい環境下にあるが、自動車産業の永続的な発展に向けて産業の魅力向上や人材確保など継続的な取り組みが不可欠である。特定最低賃金の優位性は確保したい。

<使用者側委員主張>

2022年上期の県内新車販売台数は、新型コロナウイルスの感染再拡大や世界的な半導体不足に加え、中国・上海でのロックダウンやウクライナ情勢が重なり大幅に落ち込んだ。今後の見通しとして、新型コロナウイルス感染収束が未だ不透明な状況のほか、世界的な半導体とエネルギー不足などにより厳しい状況が続く見込みである。また、業績が厳しい事業者へ配慮を求めた使用者側の意見が全く反映されていない。生産性の改善と最低賃金の上昇が歩調を合わせて進むことが重要である。

<審議結果>

その後、個別協議(公労会議、公使会議)を行った結果、労働者側、使用者側の合意が見られ、秋田県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金について、28円引上げて時間額を897円とすることで全会一致したことから、審議会令第6条第5項を適用し、本専門部会の決議をもって秋田地方最低賃金審議会の決議とし、秋田労働局長に答申した。

- (3) 事務局から他の特定最低賃金と同一日に統一して発効する予定である旨説明があった。